

9. 景観

1) 景観法及び長野県景観条例に基づく基準等

対象事業実施区域の周辺においては、景観法に基づく「長野県景観計画」（平成18年4月1日発効、長野県）で茅野市に隣接する原村及び富士見町の全域が同計画の区域に、その一部が「八ヶ岳山麓景観育成重点地域」に指定されているが、対象事業実施区域は当該地域に含まれない。

2) 諏訪市景観計画

対象事業実施区域を含む諏訪市の全域は、「諏訪市景観計画」（平成21年10月1日制定）の区域となっている。

「諏訪市景観計画」では、景観の基盤や骨格となる要素として、面的な「景観地域」、線的な「景観軸」、点的な「景観拠点」を設定している。このうち、面的な「景観地域」として対象事業実施区域を含む地域は「山林高原の景観地域」に該当する。「山林高原」における良好な景観の形成に関する方針としては、以下の項目を掲げている。

【山林高原】

- 高原の貴重な自然環境を保全する。
- 遠景を構成する東西の山並みを保全する。
- 自然を尊重した開発を誘導する（開発等に伴う景観上の配慮）

【斜面地の緑】

- 市街地の縁取りを形成する斜面の緑と稜線を保全する。
- 自然地形との調和や斜面緑地の連続性に配慮する。

3) 茅野市景観計画

茅野市の全域は、「茅野市景観計画」（平成22年3月策定）の区域となっている。「茅野市景観計画」は「八ヶ岳の眺望と調和したふるさと茅野のまちづくり ～優れた景観をまもりつつ～」を景観づくりの基本理念として掲げている。

「茅野市景観計画」における地域区分を表2-2-56及び図2-2-20に示す。

表 2-2-56 茅野市景観計画における地域区分

区分	範囲の考え方	備考
市街地	都市計画法に基づき用途地域が定められた地域 (中大塩地区内の用途地域は除く)	
商業系地域	近隣商業地域、商業地域	()は現在の茅野市では指定されていない用途地域
工業系地域	準工業地域、工業地域、(工業専用地域)	
住居系地域	第一種低層住居専用地域、(第二種低層住居専用地域)、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	
農村集落	市街地を除く既存集落及び概ね農業地域と定められた地域	
森林山地	市街地及び農村集落以外の地域	

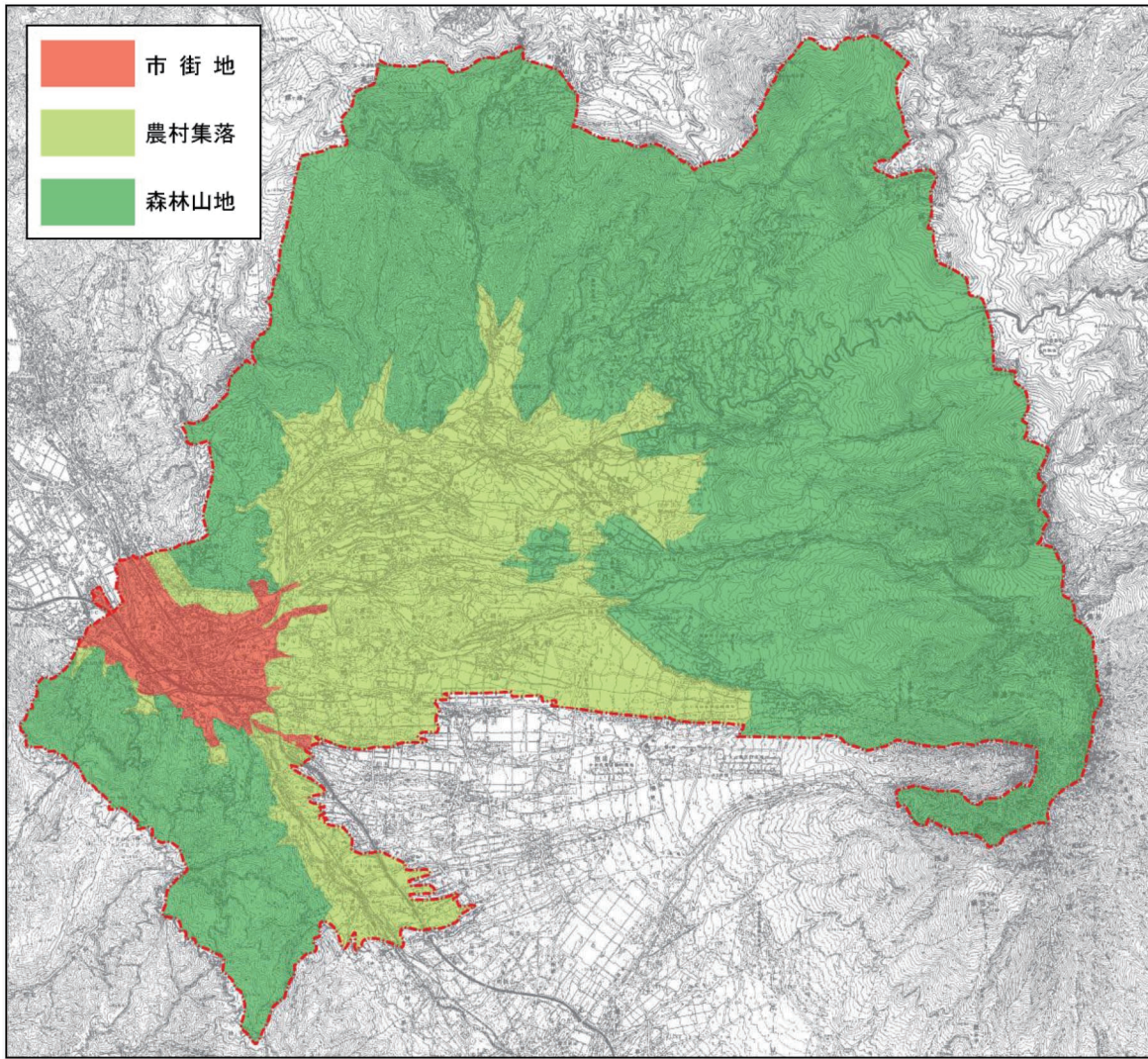


図 2-2-20 茅野市景観計画における地域区分

出典：「茅野市景観計画」

10. 廃棄物等

1) 長野県廃棄物処理計画（第四期）

長野県は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条で定める「廃棄物」の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正利用の確保を目的に、「長野県廃棄物処理計画（第四期）」（平成28年4月、長野県）を策定している。これによると、2Rを意識した取組により、廃棄物の発生事態の抑制を進めていくことを踏まえて、一般廃棄物総排出量を平成32年度推計値で63万4千tであるところを、排出量の削減の取組を進めることにより目標で58万8千t、産業廃棄物総排出量を平成32年度推計値で4,367千tであるところを、排出量の削減に取り組む事業者を支援することにより目標で4,358千tとしている。これらは、いずれも国の「廃棄物処理及び清掃に関する法律 基本方針」（平成28年1月21日環境省告示第7号）に定めた現状（平成24年度実績）に対する目標（一般廃棄物約12%削減、産業廃棄物の増加を3%に抑制）よりも低く設定されている。

表 2-2-57 長野県廃棄物処理計画（第四期）の数値目標

区分	平成32年度推計値	平成32年度目標値	備考
一般廃棄物総排出量	634千t	588千t	国の基本方針による目標値（平成24年度実績より約12%削減）よりも11千t多く削減
産業廃棄物総排出量	4,367千t	4,358千t	国の基本方針による目標値（平成24年度実績からの増加率を3%に抑制）よりも113千t多く削減

出典：「長野県廃棄物処理計画（第4期）」（平成27年度 資源循環推進課資料）（平成28年 長野県）
「廃棄物処理及び清掃に関する法律 基本方針」（平成28年1月21日環境省告示第7号）

2) 長野県建設リサイクル推進指針

長野県は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という）に基づく特定建設資材等の分別解体及びリサイクルの指針である「長野県建設リサイクル推進指針」（平成14年5月、長野県）において、表2-2-58に示すとおり、平成22年度における建設副産物の再資源化等の目標値を設定している。なお、長野県は「長野県産業廃棄物3R（産業廃棄物減量化・適性処理）実践計画における参考目標値」（平成25年6月5日 長野県廃棄物対策課）等において、建設廃棄物等の減量化・適正処理については次期指針が策定されるまで平成22年度の目標値を参考にすることとしている。また、国の指針としては「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（以下、「建設リサイクル基本方針」という）（平成13年、農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）によって、平成22年度における特定建設資材（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材）の再資源化率等の目標を設定している。また、国土交通省所管事業においては、「建設リサイクル推進計画2014」（計画期間：平成26年度～平成30年度）（平成26年9月、国土交通省）において、平成30年度の建設廃棄物の再資源化・縮減率等及び建設発生土の有効利用率の目標を設定している。

なお、「建設リサイクル法」第16条に基づく規定により特定建設資材廃棄物（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材）については、原則的に50km以内の所定の施設において再資源化（50km以内に再資源化施設がない場合は縮減）することとしている。

表 2-2-58 長野県及び国における建設副産物の再資源化等の目標値

区分			長野県	国の指針	国土交通省 所管工事	
			平成 22 年度	平成 22 年度	平成 30 年度	
建設 廃棄物	特定建設資材 廃棄物	アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	100%	95%	99%以上
		コンクリート塊	再資源化率	100%	95%	99%以上
		建設発生木材	再資源化・縮減率	95%	95%	95%以上
	建設汚泥		再資源化・縮減率	60%	—	90%以上
	建設混合廃棄物		排出率	—	—	3.5%以下
			再資源化・縮減率	60%	—	60%以上
	建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	—	—	96%以上
建設発生土		建設発生土有効利用率	100%	—	80%以上	

出典：「長野県建設リサイクル推進指針」（平成 14 年 5 月、長野県）

「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成 13 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）

「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月、国土交通省）

1 1. 温室効果ガス等

長野県は、より実効性の高い地球温暖化対策を展開するため、「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」を平成 25 年 2 月に策定し、取り組みを進めている。

この計画では、県内の温室効果ガスの総排出量の削減目標として、1990（平成 2）年度比で 2020（平成 32）年度までに 10%、2030（平成 42）年度までに 30%削減し、長期的には 2050（平成 62）年度までに 80%削減することを掲げている。

また、平成 29 年 9 月には、再生可能エネルギーの普及拡大を目指す自治体の国際的な会議である「地域再生可能エネルギー国際会議 2017」が長野市で開催された。この会議は、欧州各国で開催されてきた「地域再生可能エネルギー会議」が初めて欧州外で開催されたものであった。会議では国内外の参加者による活発な議論が行われ、国内自治体の首長が再生可能エネルギー 100 パーセント地域を目指し、新たな取組みと連携の行動を開始する「長野宣言」が採択された。

2-8 地域の環境に係る方針等の状況

1. 環境保全に係る計画等

1) 諏訪市

(1) 第2次諏訪市環境基本計画

諏訪市は、「諏訪市環境基本条例」(平成12年3月、条例第1号)に基づき、「第2次諏訪市環境基本計画」(平成24年3月)を策定している。本計画は、平成14年3月に策定した第1次計画を受け継ぎ、「地球温暖化」「災害への備え」及び「生物多様性」等を加えた改訂版である。本計画における施策の体系を表2-2-59に示す。

表2-2-59 第2次諏訪市環境基本計画における施策の体系

	基本目標	個別目標	基本施策
望ましい環境像(うつくしい湖 文化の香り高くいきいきとあふれる緑 やさしいまち 小鳥うたうまち)	1 美しくやすらぎある諏訪をめざそう！	①快適な環境の創造	都市景観の保全創出
			市街地緑化の推進
			歴史的文化的資源の保全
	2 泳げる諏訪湖をめざそう！	②安全で暮らしやすい生活環境の確保	環境汚染の防止対策
			都市生活型公害対策
			有害化学物質対策の推進
			放射性物質対策
	3 自然豊かで親しみのある諏訪をめざそう！	③災害対策の強化	災害防止機能の強化
			エネルギー確保
	4 地球をおもう暮らしを、諏訪から広げよう！	①良好な水環境の保全と創出	水質への負荷軽減と浄化対策
			水辺空間の保全と再生
	5 地球を守る暮らしを、諏訪から進めよう！	②環境美化の推進	環境美化の推進
			霧ヶ峰高原の保全と活用
			森林の適正管理
			生物多様性の保全
	6 諏訪に生きる誇りを持って、さあ実行しよう！	①自然循環の保全と推進	自然とのふれあいの推進
			地域の自然情報の把握
			4Rの徹底
6 諏訪に生きる誇りを持って、さあ実行しよう！	②ごみの減量と循環型社会の確立	地球温暖化の防止	
		オゾン層の保護	
		省資源、省エネルギーの取り組み	
6 諏訪に生きる誇りを持って、さあ実行しよう！	③省資源省エネルギーの取り組み	省資源、省エネルギーの取り組み	
		自然エネルギー利用の推進	
		自然エネルギー利用の促進	
6 諏訪に生きる誇りを持って、さあ実行しよう！	③自然エネルギー利用の推進	環境教育環境学習の推進	
		環境情報の提供	
		市民地域NPO活動の推進	

出典：「第2次諏訪市環境基本計画」(平成24年3月、諏訪市)

(2) 諏訪市地域新エネルギービジョン

諏訪市では、豊かな環境を次世代の人々に継承するために、地球環境を守りエネルギーを有効に活用して「豊かな自然と社会が調和する、心豊かな、活力ある環境文化都市のまちづくり」の実現を目指し、「諏訪市新エネルギービジョン」（平成18年2月）を策定した。本計画の期間は平成27年度までとし、新エネルギーの導入目標量を以下の通り掲げている。

表 2-2-60 「諏訪市新エネルギービジョン」における新エネルギー導入目標量

	2015年度諏訪市 エネルギー消費量	新エネルギー導入量 (目標値)
エネルギー量 (10 ⁶ MJ)	5,750	172.5
原油換算 (KL)	150,600	4,520
200Lドラム缶 (本)	753,000	22,600

出典：「諏訪市新エネルギービジョン」（平成18年、茅野市）

本計画では、上記の目標量を達成するための取り組みとして、ハード事業とソフト事業のそれぞれを掲げている。

【ハード事業】

- 総合新エネルギーパーク&地域熱併給プロジェクト
- バイオディーゼル燃料総合プロジェクト
- クリーンエネルギー自動車普及促進プロジェクト

【ソフト事業】

- 環境情報の提供・環境学習の推進活動
- 住民・事業者への新エネルギー導入支援活動
- 省エネルギー推進活動

(3) 諏訪市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に相当する計画として、平成25年3月に策定した。計画期間は、2014（平成26）年度～2020（平成32）年度で、削減目標は1990年度対比で25%以上としている。

2) 茅野市

(1) 第2次茅野市環境基本計画

茅野市は、「茅野市環境まちづくり条例」に基づく「茅野市環境基本計画」を平成13年3月に策定し、「八ヶ岳の豊かな自然と人が調和する環境先進都市」を目指す環境都市像として掲げて取組を進めてきた。その後、目標年次が経過したことに伴い、これまでの計画に基づく取り組みの結果と課題を踏まえるとともに、新たな環境問題に対応する「第2次茅野市環境計画」を平成30年度に策定した。本計画における施策の体系を表2-2-61に示す。

表 2-2-61 茅野市環境基本計画 目標達成に向けた枠組み

自然と人が調和する環境先進都市	6つの目標		15の方針	
	目指す環境都市像(八ヶ岳の豊かな)	I. 自然の恵みを大切に受け継ぐまち	—良好な自然環境の確保—	1. 自然と人が共生する地域生態系の保全
	II. 安全で人にやさしいまち	—安全な生活環境の確保—	3. 豊富で良質な水資源の保全	4. 健康的で安全な生活環境の確保
	III. うるおいとやすらぎのある快適なまち	—快適環境の確保—	5. やすらぎのある身近な自然空間の保全と良好な景観形成	
	IV. 環境への負荷が少ないまち	—循環型社会の構築—	6. 循環型まちづくりの推進	
	V. 地球環境にやさしいまち	—低炭素型まちづくり—	7. 地球温暖化対策（緩和策・適応策）の推進	
	VI. 協働で環境づくりに取り組むまち	—連携・参加と環境学習—	8. 連携・協働による取組の推進	9. 環境学習の推進

出典：「第2次茅野市環境基本計画」（平成30年、茅野市）

（2）茅野市減CO2（げんこつ）計画（茅野市地球温暖化対策実行計画）（H23.3）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に相当する計画として、平成23年3月に策定した。計画期間は、2011（平成23）年度～2020（平成32）年度で、削減目標は1990年度対比で6%以上（2005（平成17）年度比で25%以上）としている。

（3）茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン

茅野市を含む長野県中部では、晴天率が高いことから、太陽光発電の導入に適しているとして注目され、発電所の新設計画が相次いだ。一方で、再生可能エネルギーの急激な拡大は、生活環境や自然環境に与える影響を懸念する声も寄せられ、再生可能エネルギーの導入と市民生活や身近な自然環境、景観などへの影響を出来る限り低減させることの両立が課題となった。このことから、茅野市内及び茅野市に影響を及ぼす可能性のある再生可能エネルギー発電設備（以下「設備」という。）の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う事業者に対して、市、関係区及び近隣住民に対して事業概要を明らかにするための手続や設備の設置等にあたり配慮すべき事項を定め、ガイドラインとして制定した。

ガイドラインは、発電事業を目的とした設備で、太陽光発電設備（10kW以上）、小水力発電設備、風力発電設備、その他発電施設を対象としている。

2. 開発動向

1) 長野県土地利用基本計画

長野県土地利用基本計画は、長野県の区域における国土について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合的調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

この計画では、土地利用の転換を適正化するため、「特に調整を要する地域での留意事項」の一つに「再生可能エネルギー関連施設の設置への対応」が挙げられており、関係法令の遵守を求めるほか、地域住民に対する十分な説明、地域の自然環境や景観、災害リスク等に配慮した事業の重要性を事業者へ周知し、地域と調和した適正な土地利用を図ることとしている。

2) 諏訪市都市計画マスタープラン

「諏訪市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に示された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものであり、長野県が定めた「諏訪都市計画区域マスタープラン」及び第五次諏訪市総合計画後期基本計画に即し、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むための「まちづくりの指針」である。

諏訪市における初めての都市計画マスタープランは平成10年に初めて策定され、20年が経過した平成30年度に改訂が行われた。

「諏訪市都市計画マスタープラン」では、目指すべきまちづくりのイメージとして「コンパクトなまちに交流と活気がみなぎる 快適生活都市 諏訪」を掲げ、さらに都市づくりの目標として表2-2-62に示す、①人口減少・高齢化社会に対応した誰もが住みやすいまちの実現、②将来にわたって住み続けられるまちの実現、③地域資源を活力にかえることのできる魅力あるまちの実現、④誰もが安心して住むことのできるまちの実現、⑤自然と共生するみどり豊かで快適なまちの実現、の5つを掲げている。それぞれの目標の具体的な取組方針を表2-2-62に示す。

表 2-2-62 都市づくりの目標別の具体的な取組方針

都市づくりの目標	具体的な取組方針
①人口減少・高齢化社会に対応した誰もが住みやすいまちの実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活の「質」を向上させるまちづくり ● 地域コミュニティの維持とエリアマネジメントによるまちづくり ● ユニバーサルデザインのまちづくり ● アメニティの高い魅力ある住環境を創出するまちづくり ● 潤いと魅力のある生活空間を創出するまちづくり
②将来にわたって住み続けられるまちの実現	<ul style="list-style-type: none"> ● コンパクトなまちづくり ● 中心市街地の活性化を支援するまちづくり ● 上諏訪駅周辺の再整備を支援するまちづくり ● 土地利用の整序を図るまちづくり ● 計画的な市街地整備によるまちづくり
③地域資源を活力にかえることのできる魅力あるまちの実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活力にかえることのできるまちづくり ● 歴史、文化を活かしたまちづくり ● 個性的な拠点が連携するまちづくり ● 諏訪市らしい景観や街並みを活かすことのできるまちづくり
④誰もが安心して住むことのできるまちの実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に強いまちづくり ● 歩行者優先の安全・安心で快適な歩行空間を創出するまちづくり ● 国道 20 号諏訪バイパス、主要な幹線道路や都市計画道路が計画的に整備されたまちづくり ● 地域コミュニティを維持することのできるまちづくり
⑤自然と共生するみどり豊かで快適なまちの実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境と調和するまちづくり ● 水辺を有効に活用するまちづくり ● 自然環境の有効活用による魅力あるまちづくり ● 再生可能エネルギーを活用したまちづくり ● 気軽に訪れることのできる公園があるまちづくり

出典：「諏訪市都市計画マスタープラン」（平成 31 年、諏訪市）

また、土地利用の目標を「生活、生産、自然環境の調和した秩序ある明確な都市空間の形成」とし、土地利用の基本方針として、①無秩序な都市の拡大の防止と、居住機能、都市機能の適正な配置と計画的な集約、②土地利用の混在を防止した、整序ある土地利用への誘導、③主要な幹線道路沿いで用途地域の指定のない区域の適正な土地利用規制・誘導、④商工業、農林業、観光業と共生する土地利用への誘導、⑤再生可能エネルギーの活用などに起因する大規模開発の適正な誘導、⑥駅周辺を含む中心市街地の再生を支援する土地利用の誘導、⑦優良農地の保全と調和、の 7 項目を掲げている。

3) 茅野市都市計画マスタープラン

茅野市のまちづくりの指針である「茅野市都市計画マスタープラン」は、平成 11 年に策定された最初の計画を第 5 次茅野市総合計画の策定に合わせる形で平成 30 年に改定された。土地利用の基本方針としては、①多様で豊かな自然環境、資源の保全・活用・継承、②量的な拡大から質的な充実配慮した土地利用の推進、③連続性のある土地利用と交流拠点の強化、④「住み手」から「創り手」へ、愛着と誇りの持てる地域づくり、⑤地域の総合力による活力あるまちづくりへの対応、⑥土地所有者と地域、関係団体、行政が連携し協働する計画的な土地利用の 6 項目を掲げている。

また、茅野市内を 5 つの地区に分けた「地区別構想」では、対象事業実施区域の下流側が「米沢・中大塩地区」として設定され、地区ごとの整備方針が設定されている。「米沢・中大塩地区」の地区別構想の中では、特筆すべきものとして「都市環境」における「土砂災害等警戒区域等の安全性確保」が挙げられる。「米沢・中大塩地区」には土砂災害警戒区域等が広く設定されていることから、計画的な土砂災害防止策の実施、避難計画の策定等今日中の安全性確保及び居住環境整備に努めることが盛り込まれている。

4) 対象事業実施区域周辺における同種事業の開発

対象事業実施区域を含む本地域は、日照時間が長く、太陽光発電に適した地域であることから、大規模な太陽光発電所が相次いで立地している。

対象事業実施区域周辺における同種事業の実施状況を表 2-2-63 に、位置を図 2-2-21 に示す。

表 2-2-63 利用区分ごとの規模の目標の概要

	① 日新諏訪太陽光発電所	② NSM 諏訪ソーラー発電所
事業者	日新商事株式会社	NSM 諏訪ソーラーエネルギー 合同会社
敷地面積	約 23,000 m ²	約 165,000 m ²
発電出力	約 1.5MW	約 10.0MW
運転開始時期	平成 25 年 11 月	平成 30 年 8 月

出典：日新商事株式会社ウェブページ（平成 31 年 3 月確認）

